

# ～長和町ふるさと納税寄附のご案内～

## ○長和町ふるさと納税のあらまし

町勢発展と豊かな自然や伝統文化等の財産を永く後世まで引き継ぐため、郷土に愛着をもち魅力あるふるさととの発展を願う方々から寄附金を募り、これを財源として町づくりに役立たせていただきます。

## ○寄附金の活用方法

寄附金は、「長和町ふるさと納税基金」に積み立て、予め寄附者に5つの「美しいの郷」事業のうちから選択いただき、その財源に充てていきます。特に寄附者が希望されれば、他に指定する個々の事業に充てることもできます。

## ○「美しいの郷」事業について

### (1) いつまでもみどり「耀き」つづけるやすらぎの郷事業（生活環境）

長和町の宝物である美しい自然環境の保全、循環型社会の形成による環境にやさしく、やすらぎと潤いのあるまちをめざし、交通体系や道路網、住宅、憩いの場などの整備を進めるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高揚を図るなど、防災や防犯、交通安全にも配慮した快適で安全な町づくりを進めます。

### (2) 未来に向かって「耀く」地域の産業をおこす郷事業（産業振興）

立地条件や特性を活かし、自然と調和した産業づくりを進めます。そのために、観光資源を活かした取り組み、各産業を担う人材の育成や起業・新分野進出への支援、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、情報通信網を活かし消費者との関係を深め、生産・流通において本物志向対応できる体制基盤の整備などを図ります。

依田窪病院を核としながら医療・福祉分野の関連施設誘致を図り、若者の雇用や定住を推進します。

### (3) ひととして「耀き」続けるやさしいぬくもりの郷事業（保健・福祉・医療）

少子化や核家族化、女性の社会進出が進む中、住民が健康で互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。これまでどおり保健・福祉・医療の緊密な連携のもと、お互いに助け合い、人が人として耀くやさしいまちをめざし、健康づくりの推進や地域に根ざした医療体制の強化、高齢者や障がい者、児童などすべての住民が安心できる福祉の充実に努めます。

(4) 太古の「耀き」を育む郷事業（教育・文化）

「まちづくりはひとづくり」 子どもたちの個性を伸ばし豊かな心を育むための教育を推進します。地域における自然の大切さ、歴史・伝統・文化の重要性の認識、地域産業への意識の向上を図り、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとを誇れる子どもたちを育成します。人の心を豊かにし活力の源とするため、共に学び教えあう生きがいあふれる生涯学習と生涯スポーツの振興、そして、人材の育成を図ります。

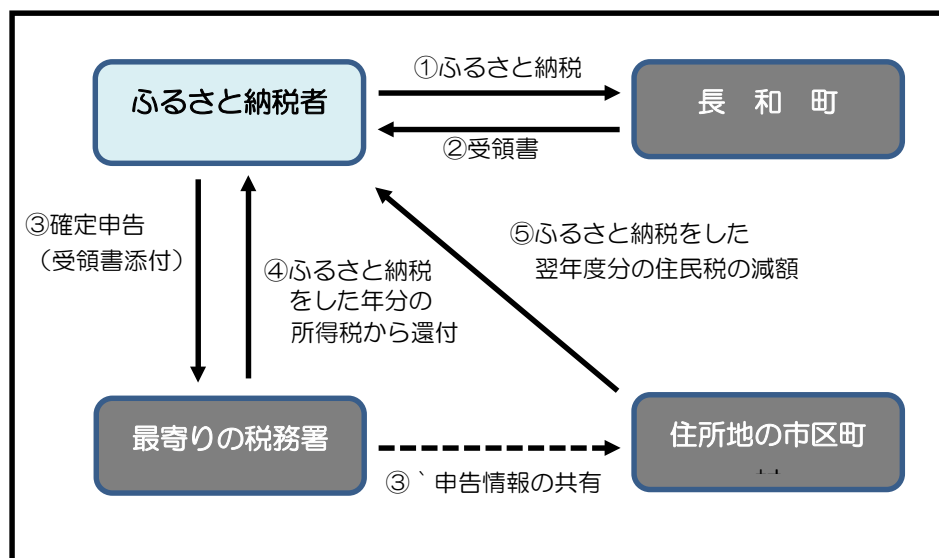
(5) 笑顔と笑顔が「耀く」ささえあいの郷事業（住民と行政の協同）

住民が地域活動や交流事業に積極的に参画することで、役場と住民とが一体となった行政を進め、大人も子どもも、男性も女性もまちづくりに対しての共感が生まれるよう努めます。住民参加が容易にできるような組織づくり、住民との共同責任による行政運営を進めます。地域間交流を一層促すとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成をめざしながら、効率的・効果的な行政運営を進めます。

## ○寄附にともなう税金の優遇措置について

ふるさと納税（寄附）額のうち、2,000円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるためには、毎年1月～12月までの寄附について、翌年の3月15日までに最寄りの税務署で「確定申告」を行うことが必要です。（原則）



## ～『地方創生』のさらなる推進をめざして～

ふるさと納税は、その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があるなど、さまざまな意義をもつ制度です。こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題となっている『地方創生』を推進するため、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税の拡充が行われました。

### 制度改正1

#### ふるさと納税枠を約2倍に拡充

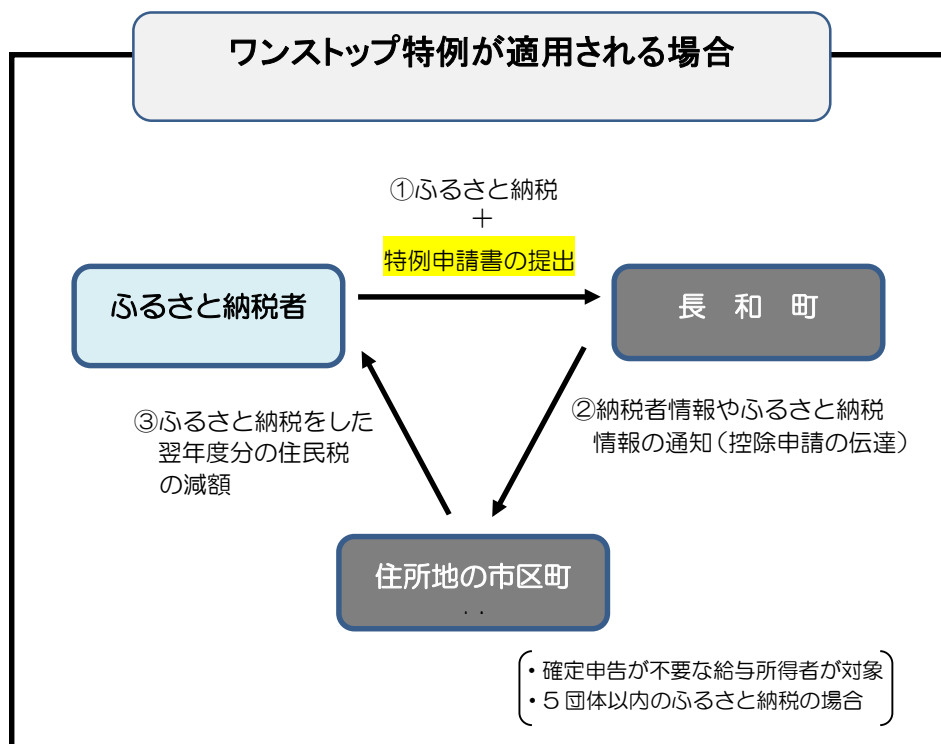
ふるさと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。

### 制度改正2

#### 手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設）

次に該当する方がふるさと納税を行う場合に限り、「特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けられるしくみ（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。

- ・ 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ・ ふるさと納税先団体が5団体以内であること



## ○長和町ふるさと納税（寄附）の流れ

### （１）寄附申込書の記入

「申込書」は長和町公式ホームページよりダウンロードしていただくか、下記担当係までご連絡いただければご自宅へお送りします。

- 必要事項を記入してください。

住所、氏名、連絡先電話番号、寄付年月日、寄附金額、  
及び寄附金の使途を希望する長和町の取り組み事業

### （２）寄附申込書の送付

- 電子メール、ファクシミリ、郵便のいずれかの方法で、長和町へ「申込書」を送付してください。

電子メール：[kanzai@town.nagawa.nagano.jp](mailto:kanzai@town.nagawa.nagano.jp)

ファクシミリ：０２６８-６８-４１３９

郵便：〒386-0603 長野県小県郡長和町古町4247-1

長和町役場 企画財政課管財係 宛

### （３）払込用紙の受け取り・お礼品の注文（対象の方）

○「申込書」を受領後、長和町から寄附金専用の「払込用紙」と、一定の額をご寄附いただいた方には「お礼品カタログ・注文書」をお送りします。

- 「注文書」については必要事項を記入のうえ、長和町へ送付してください。注文いただいた品は寄附受領後に発送いたします。

★ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からお申し込みいただくと、  
（１）～（３）までの手続きがインターネットから一括で行えます★

### （４）寄附金の払い込み

- 納付書払い…専用の払込用紙で「長和町指定金融機関」へ寄附金を払い込んでください。
- ゆうちょ銀行払込…専用の払込用紙で「郵便局窓口」で払い込んでください。
- 現金書留での払い込みの場合、郵送料は寄附者でご負担ください。
- ★クレジット決済…「ふるさとチョイス」からの申込みに限ります。

### （５）受領書・お礼品の受け取り

○長和町から寄附金の「受領書」をお送りいたします。確定申告まで大切に保管してください。

○お礼品は入金確認後、準備ができ次第地元協力業者から直接お送りします。

## (6) 確定申告

●毎年1月から12月までの寄附について、翌年の3月15日までに最寄りの税務署に「確定申告」をしていただきます。

## (7) 税額の減額等

◎寄附金額に応じて、翌年度の住民税と所得税の税額が減額されます。

★ワンストップ特例制度の適用を利用する寄附者の方には、  
「寄附金控除に係る申告特例申請書」を送付いたしますので、  
必要事項をご記入の上下記担当まで返送してください。★  
(制度については3ページを参照いただくか総務省のホームページをご覧ください。)

## ○長和町からのお礼品

| 寄附金額            | 内容                 |
|-----------------|--------------------|
| 5,000～10,000 円  | 長和町奨励品 A コースより 1 品 |
| 10,000～50,000 円 | 長和町奨励品 A コースより 3 品 |
| 50,000 円以上      | 長和町奨励品 B コースより 1 品 |

長和町より感謝の気持ちを含めて、お礼品をお送りします。

詳しい内容はカタログをご覧ください。

### 【留意点】

※お礼の品は寄附納入確認後、業者の準備が整い次第発送となります。

※A コースより3品お選びいただく場合、業者ごとの発送となりますので商品到着日時にはばらつきがあります。

※個人情報（住所・名前・電話番号）を業者へお知らせします。あらかじめご了承ください。

長和町ふるさと納税寄附 問合せ窓口

〒386-0603

長野県小県郡長和町古町 4247-1

長和町役場 企画財政課管財係

TEL : 0268-75-2042 FAX : 0268-68-4139

